

2025 賃貸不動産経営管理士 講座説明会④

# 宅建知識をフル活用! 賃貸管理士メリハリ学習

～共通科目を武器に合格を目指す～

## 一 宅建試験から賃貸試験は 28 日後！素早いスタートが合格を引き寄せる！

宅建試験の勉強を通じて身につけた学習習慣や試験感覚を、賃貸管理士試験に活かせるように勉強を続行しましょう。スムーズに学習の移行ができるか否かが、合否を分けます！

賃貸管理士試験

願書〆 9/25 (木)

宅地建物取引士試験

10/19 (日)

28

日後

賃貸管理士試験

11/16 (日)

## 二 試験の概要～受験料、願書受付期間、試験日、出題形式～

受験資格	なし	試験日時	11月16日(日)13:00~15:00
受験料	12,000円	合格発表日	12月25日(木)
願書 配布 受付	8月1日(金)～9月18日(木) PM12:00まで	出題形式	四肢択一のマークシート式
	8月1日(金)～9月25日(木)	試験構成	50問を2時間で解答
一部免除	令和6年度及び令和7年度の賃貸不動産経営管理士講習（試験の一部免除）修了者は5問免除 ※45問を2時間で解答 ※詳しくは「一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会ホームページ」をご確認ください。		
試験 出題範囲	イ 管理受託契約に関する事項 ロ 管理業務として行う賃貸住宅の維持保全に関する事項 ハ 家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項 ニ 賃貸住宅の賃貸借に関する事項 ホ 法に関する事項 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する事項  ※問題中の法令等に関する部分は、令和7年4月1日現在で施行されている規定（関係機関による関連告示、通達等を含む。）に基づいて出題する。		

### 【賃貸不動産経営管理士試験の直近4年の受験者等データ】

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	合格基準点
R 3	35,553名	32,459名	10,240名	31.5%	40/50点
R 4	35,026名	31,687名	8,774名	27.7%	34/50点
R 5	31,547名	28,299名	7,972名	28.2%	36/50点
R 6	33,949名	30,194名	7,282名	24.1%	35/50点



0 002221 254354

VU25435

### 三 宅建学習者のための 超短期 科目別攻略法

昨年の2024（令和6）年度試験を参考に得点戦略を練ってみると、このような感じになります。  
宅建士試験の復習の要素がある「賃貸借関係」から始めて、「管理受託」「サブリース」の内容→「管理実務・金銭管理等」→「維持保全」と移行しましょう。

分野・科目	2024年度 出題数	宅建士試験 との親和性	科目別攻略法
<b>■賃貸借関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>賃貸借契約の成立と有効性</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸借の内容</li> <li><input type="checkbox"/>譲渡・転貸</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸人の地位の移転</li> <li><input type="checkbox"/>敷金</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸借の終了と更新</li> <li><input type="checkbox"/>賃料の改定</li> <li><input type="checkbox"/>定期建物賃貸借</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸住宅標準契約書</li> <li><input type="checkbox"/>サブリース住宅標準契約書</li> <li><input type="checkbox"/>抵当権付建物の賃貸借</li> <li><input type="checkbox"/>破産との関係</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸借と使用貸借</li> <li><input type="checkbox"/>保証</li> <li><input type="checkbox"/>請負</li> <li><input type="checkbox"/>委任</li> <li><input type="checkbox"/>工作物責任</li> <li><input type="checkbox"/>相続</li> </ul>	9問	◎	賃貸借関係に関しては宅建士試験と範囲が重複しているところも多いので、宅建士試験対策の学習がそのまま役立ちます。ただし、全体的に難しい問題も出題されますので、高すぎる目標を立てるより、過去問の知識を中心に他に差をつけられない勉強を心がけるようにしましょう。また、賃貸住宅標準契約書についても、一度目を通しておくといいでしょう。
<b>■管理受託</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>意義</li> <li><input type="checkbox"/>管理業法（管理受託部分）</li> <li><input type="checkbox"/>賃貸住宅標準管理受託契約書 等</li> </ul>	11問	○	賃貸住宅管理業法の管理受託に関する出題は、基本レベルの問題ですが、出題数が多く、平均正解率も高くなっていますので、落とせない問題です。用語の定義、登録、業務、監督（罰則を含む）について、穴のない基本事項の理解に努めてください。また、賃貸住宅標準管理受託契約書については、一度目を通しておくようにしましょう。

分野・科目	2024年度 出題数	宅建士試験 との親和性	科目別攻略法
■サブリース	7問	○	賃貸住宅管理業法のサブリースからの出題は、基本レベルの問題ですが、過去問だけでなく模試等でさまざまな出題形式に対応できるようにしておくことをお勧めします。用語の定義、業務、監督（罰則を含む）について、基本事項を網羅的に理解しておきましょう。また、特定賃貸借標準契約書については、一度目を通して、素読しておくようにしましょう。
■管理実務・金銭管理等	12問	○～△	管理実務については、過去問を中心に基本知識をチェックしましょう。賃貸業への支援業務については、模試等を利用して新しいテーマを扱った問題に触れておきたいところです。また、会計（簿記）は、過去問が少ないので、テキストで学習したうえで、模試等で問題を解く機会を作ることをお勧めします。
■維持保全	11問	△	テキストや過去問を利用して基本知識を身につけるように心がけましょう。そのうえで、模試等を利用して新しいテーマを扱った問題に触れておきたいところです。過去問の知識を中心に、基本事項の習得に努め、あまり深入りしすぎないことをお勧めします。
計 50 問			

全 体	苦手科目を作らないようにしましょう。まずテキスト等を通じて一通り偏りなく基本となる知識を身につけるように努めましょう。テキストと過去問を使った学習とともに、模試や予想問題を解くなど問題演習をする時間を作るようしましょう。
-----	--

## 四 宅建業法と賃貸住宅管理業法の比較

### 1 用語

宅建業法	賃貸住宅管理業法
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宅地建物取引業者</li> <li>■ 宅地建物取引士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賃貸住宅管理業者</li> <li>■ 業務管理者</li> <li>■ 賃貸不動産経営管理士</li> <li>■ 管理業務</li> </ul>

### 2 宅地建物取引士 と 賃貸不動産経営管理士

宅地建物取引士	賃貸不動産経営管理士 (業務管理者として選任)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録</li> <li>■ 重要事項説明</li> <li>■ 重要事項説明書への記名</li> <li>■ 契約書面への記名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録</li> <li>■ 重要事項説明書の交付と説明の管理・監督</li> <li>■ 契約書面の交付の管理・監督</li> </ul>
重要事項の対象は 売買契約、賃借契約	重要事項の説明は 管理受託契約、特定賃貸借契約

### 3 宅地建物取引業者 と 賃貸住宅管理業者

宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 免許</li> <li>■ 従業者名簿</li> <li>■ 帳簿の備付け</li> <li>■ 標識</li> <li>■ 専任の宅地建物取引士の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録</li> <li>■ 帳簿の備付け</li> <li>■ 標識</li> <li>■ 業務管理者の選任</li> <li>■ 委託者への定期報告</li> <li>■ 一括再委託の禁止</li> <li>■ 財産の分別管理</li> </ul>



## **五 宅建士と賃貸管理士の過去問比較**

### **【“賃料の改定” “定期建物賃貸借” の問題】**

[宅建士] 2024 年 問 12 と [賃貸管理士] 2020 年 問 35／2019 年 問 13

参考:『2025 年度 賃貸管理士 合格のトリセツ テキスト&一問一答』“賃料の改定”“定期建物賃貸借”より

# 重要度 特A 借地借家法(借家)

## 問 167

賃貸人Aと賃借人Bとが、居住目的で期間を3年として、  
借地借家法第38条の定期建物賃借契約（以下この間に  
において「契約①」という。）を締結した場合と、定期建  
物賃借契約でも一時使用目的の真實借契約でもない普  
通建物賃借契約（以下この間ににおいて「契約②」という。）  
を締結した場合とに関する次の記述のうち、借地借家法  
の規定によれば、正しいものはどれか。

- ① Bが建物の引渡しを受けた後にAが建物をCに売却して建物所有者がCに変わった場合、Bは、契約①の場合はCに対して賃借人であることを主張できるが、契約②の場合ではCに対して賃借人であることを主張できない。
- ② 契約期間中は賃料の改定を行わない旨の特約を契約において定めていても、契約期間中に賃料が不相当になつたと考えるに至つたBは、契約①の場合も契約②の場合も、借地借家法第32条に基づく賃料減額請求をすることができる。
- ③ Bが契約期間中に相続人なしで死亡した場合において、婚姻はしていないが事実上夫婦と同様の関係にあつた同居者Dがあるときは、契約①の場合も契約②の場合も、Aに反対の意思表示をしないDは、建物の賃貸借契約に關し、Bの権利義務を承継する。
- ④ 契約①の場合、公正証書によって契約をするときに限り契約の更新がないことを有効に定めることができ、契約②の場合、書面で契約しかつ、Aに正当な理由がない限り、Aは契約の更新を拒絶することがで  
きなくなる。

(本試験2024年問12出題)

正解	/	/	/
----	---	---	---



ステップ92

- ☆① 誤 引渡しがあれば、賃借人であることを主張できる。  
建物の引渡しがあつたときは、建物賃借契約の登記がなくとも、その後その建物について物権を取得した者に対し、賃借人であることを主張することができることができる（借地借家法31条）。このことは、定期建物賃借契約の場合でも、普通建物賃借契約の場合でも変わらない。よって、本肢は誤り。

ステップ97  
ステップ98

- ☆② 誤 特約がある場合、定期建物賃借契約では減額請求できない。  
定期建物賃借契約の場合、借賃の改定を行わない旨の特約を定めているときは、賃料の減額請求をすることができない（借地借家法38条9項）。一方、普通建物賃借契約の場合、借賃の改定を行わない旨の特約を定めているときであつても、賃料の減額請求をすることができる（借地借家法32条1項）。よって、本肢は誤り。

ステップ96  
ステップ98

- ③ 正 居住の用に供する建物の賃借人が相続人なしに死亡した場合において、その当時婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあつた同居者があるときは、その同居者は、原則として、建物の賃借人の権利義務を承継する（借地借家法36条1項）。このことは、定期建物賃借契約の場合であつても、普通建物賃借契約の場合であつても、変わらない。よって、本肢は正しく、本問の正解肢となる。

ステップ91  
ステップ98

- ☆④ 誤 契約①は公正証書でなくとも締結でき、契約②は口頭でも締結できる。  
定期建物賃借契約の締結は、公正証書等の書面や電磁的記録で行なうことができる（借地借家法38条1項、2項）。一方、普通建物賃借契約の締結は、書面を要しない。書面で契約し、かつ、正当な理由がない限りは、契約の更新を拒絶することができなくなるとする規定は存在しない（借地借家法26条参照）。よって、本肢は誤り。

## 賃料の改定

2020年度  
問35出題

賃料の増減額請求に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

問題  
40

- ① 普通建物賃貸契約の約定に「賃料の増減は協議による」との記載があつた場合、協議を経なければ、貸主は借主に対し、借地借家法上の賃料増額請求をするすることはできない。

- ② 貸主が賃料の増額を請求し借主がこれを拒んだが、貸主の請求を認めた裁判が確定した場合、「貸主が賃料の不足額を支払うにあたり、特約がないときは、年1割の割合による支払期後の利息を附加しなければならない。」

- ③ 定期建物賃貸契約の締結にあたり、「契約期間中に如何なる理由が生じても賃料の減額はできないものとする」といった特約は無効である。

- ④ 借主が賃料の減額を請求し貸主がこれを拒んだが、借主の請求を認めた裁判が確定した場合、貸主が受け取った賃料の過払額を返還するにあたり、民法の定める法定利率による利息を附加しなければならない。

定期建物賃貸借では、  
不増額特約と不減額特約のいずれも有効です。



- ① **誤** 建物の賃貸借契約の当事者は、将来に向かって建物の賃料の額の増減を請求することができる（借地借家法32条1項本文）。また、将来の賃料は当事者が協議して定める旨の約定がされた場合でも、当事者が賃料増減の意思表示前にあらかじめ協議を経ず、また、意思表示後の協議が当事者相互の事情により進まないため更にその協議を尽くさなかつたからといって、賃料増減の意思表示が無効となるものではない（最高判昭56.4.20）。したがって、本肢の場合、賃料増額請求をすることができないわけではない。

- ② **正** 建物の賃料の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借料を支払うことをもつて足りる（借地借家法32条2項本文）。もつとも、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年1割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない（同条項ただし書）。

- ③ **誤** 定期建物賃貸借において、賃料の改定に係る特約がある場合には、借料増減請求の規定は適用されない（借地借家法38条9項、32条1項）。これにより、定期建物賃貸借では、不増額特約と不減額特約のいずれも有効であつて、その効力が認められる。したがって、本肢のような特約も有効である。

- ④ **誤** 建物の賃料の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借料の支払を請求することができます（借地借家法32条3項本文）。もつとも、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた建物の借料の額を超えるときは、その超過額に年1割の割合による受領の利息を付してこれを返還しなければならない（同条項ただし書）。借地借家法の定める利率による利息を付加するのであり、したがって、民法の定める法定利率による利息を付加するのではない。

1回目	2回目	3回目	○・完全に分かつてきた
学習日	/	/	○・だいたい分かつてきた
手応え	□	□	△・少し分かつてきた
			×・全く分からなかった



## 定期建物賃貸借

2019年度  
問13出題

**問題** 定期建物賃借契約と普通建物賃借契約との異同に関する次の記述  
**46** のうち、正しいものはいくつあるか。

**A** 定期建物賃借契約も普通建物賃借契約も書面により締結しなければ、有効な契約となりない。

**イ** 契約期間が1年未満の場合、定期建物賃借契約も普通建物賃借契約も、いずれも期間の定めのない賃貸借契約となる。

**ウ** 定期建物賃借契約では、一定の期間、賃料を減額しない旨の特約（不減額特約）は有効であるが、普通建物賃借契約ではこのような特約は無効である。

**エ** 借主からする中途解約を認める特約は、定期建物賃借契約でも普通建物賃借契約でも有効である。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ



普通建物賃借と定期建物賃借の異同を確認しておきましょう。

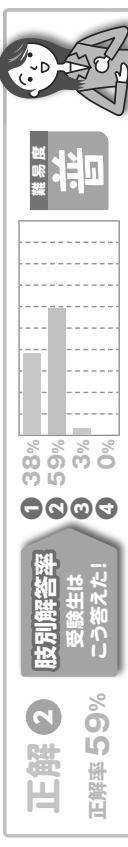
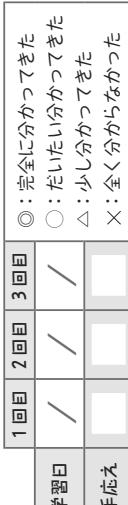
**ア** **誤** 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするとき限り、契約の更新がないこととする旨を定めることができる（借地借家法38条1項本文）。他方、普通建物賃借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる（民法601条）。したがって、普通建物賃借契約は、口頭でも締結することができます。

**イ** **誤** 契約期間が1年末満の場合、定期建物賃借契約は、その定めた期間を契約期間とする期間の定めのある賃貸借契約となるのにに対し（借地借家法38条1項後段）、普通建物賃借契約は、期間の定めのない契約とみなされる（同法29条1項）。

**ウ** **正** 賃料の増減について、定期建物賃借契約は、特約がある場合、不増額特約と不減額特約のいずれも有効であって、その特約の効力が認められる（借地借家法38条9項）。他方、普通建物賃借契約は、不増額特約は有効であるが、不減額特約は無効である（同法32条1項）。

**エ** **正** 定期建物賃借契約は、居住の用に供する建物の賃貸借でその建物の床面積が200m<sup>2</sup>未満であり、賃借人にやむを得ない事情がある場合、契約期間中の中途解約を認めている（借地借家法38条7項）。これ以外の場合については、中途解約に関する特約があればその定めに従う。また、普通建物賃借契約は、中途解約特約がある場合には、その定めに従う。

以上より、正しいものはウエの2つであり、本問の正解肢は②となる。



# 7 貸料の改定



第7章

学習ポイント

賃貸増減額請求について学習します。特約の部分を中心いてください。また、訴訟する前に調停を行わなければないという点にも注意しましょう。

## 1 借賃増減額請求

賃料について不相当であると思われる場合には増減額請求をすることができます。★1借賃の増減額請求については、訴訟をする前に調停を行わなければなりません。★2借賃増減請求権は、相手方に通知することによってその権利を行使することができます。この通知は書面ではなく口頭ですることもできます。

借賃増減請求を判断するための基礎となるのは、借賃増減請求権を行使するまでの事情です。すなわち、借賃増減請求権を行使した後の事情は、考慮の対象外となります。そのため、借賃増減請求権の行使後に物件の価値の増加や減少があつても、それは考慮の対象とはなりません。

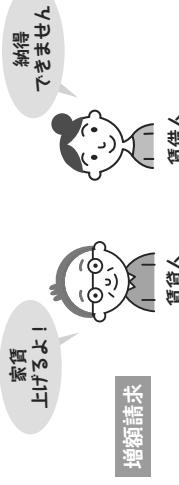
## 1 増額請求

建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払いを請求することができます。ただし、その裁判が確定した場合において、すでに支払いを受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年1割の割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければなりません。



重要度 A

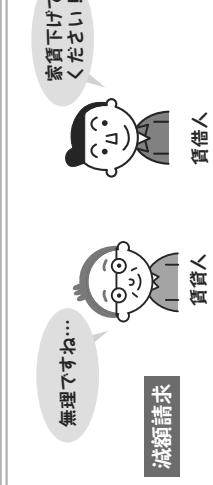
図解



## 2 減額請求

建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払いを請求することができます。ただし、その裁判が確定した場合において、すでに支払いを受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年1割の割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければなりません。

図解



## 2 増減額請求の特約

特約がある場合、増額しない特約は有効です。したがって、増額請求できかない特約が設定されている場合には、賃貸人がから増額請求をすることはできなくなります。しかし、減額しない特約は基本的に無効となります。★1したがって、減額請求できない特約が設定されている場合、賃借人から減額請求をすることは可能となります。



また、建物賃貸借契約の約定に「賃料の増減は協議による」との記載があった場合でも、当事者の協議を経ずに、増減額請求をすることは可能です。

# 8章 定期建物賃貸借(定期賃貸借)



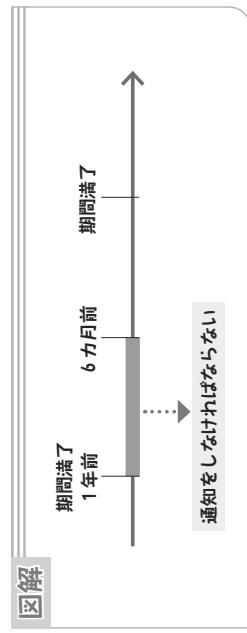
学習ポイント

毎年出題される分野です。普通の建物賃借との違いをしつかりと把握しておくことが大切です。また、終身建物賃借契約や取壊し予定の建物賃借もあわせて学習しましょう。

定期建物賃借契約では、一定の期間を定める必要があります。そのため、「賃借人が死亡するまで」など不確定な期限を定めたとしても、それによって定期建物賃借契約を結ぶことはできません。

## 2 終了通知

契約期間が1年以上の定期建物賃借の場合には、期間満了の1年前から6カ月前までの間に、賃貸人から期間満了による賃借契約の終了の通知をしなければ終了を対抗することができます。ただし、定期建物賃借の場合には、賃貸人の正当事由は不要です。



## 1 定期建物賃借契約(定期借家契約)

出題  
2015 2016 2017 2018 2019  
2020 2021 2022 2023 2024

★1

講師がちゃんとお話し

定期建物賃借契約は更新がなく、期間を1年末満とすることも可能なものです。(公正証書等の)書面または電磁的記録で契約する必要があります。

また、この書面とは別に、賃貸人は賃借人に対して「この契約は更新がなく、期間満了によって終了する旨」を、書面を交付してまたは賃借人の承諾を得て電磁的方法により提供して説明する必要があります。これをしなかった場合、通常の借家契約となります。

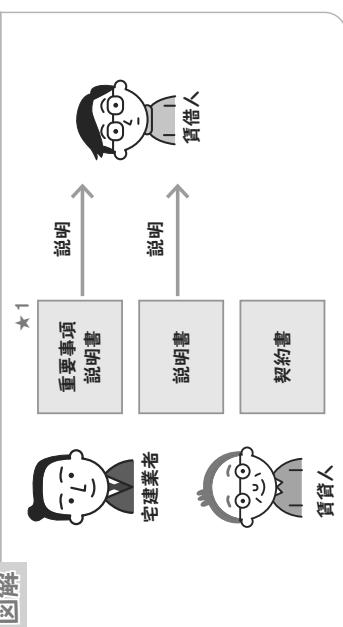
## 第8章 定期建物賃借

なお、契約期間が1年以上の定期建物賃借契約で、期間満了による賃借契約の終了の通知を忘れてしまった場合には、通知の日から6カ月経過後に終了したことを対抗することができます。

## 3 再契約と中途解約

契約期間が終わったら契約は終了しますが、再契約をすることも可能です。一度契約が終了してからの再契約なので、保証人がいる場合には保証人も再契約が必要ですし、宅建業者の重要事項説明も再度必要となります。

また、定期建物賃借契約は、床面積200m<sup>2</sup>未満の居住用建物で、やむを得ない事情がある場合には賃借人からの中途解約が認められます。



## 4 借賃増減額請求

定期建物賃貸借契約の場合、借賃の増減額請求をしない旨の特約があれば、借賃増減額請求はできません。普通の賃貸借とは異なり、定期建物賃貸借契約の場合は特約があれば減額請求もできない点に注意してください。



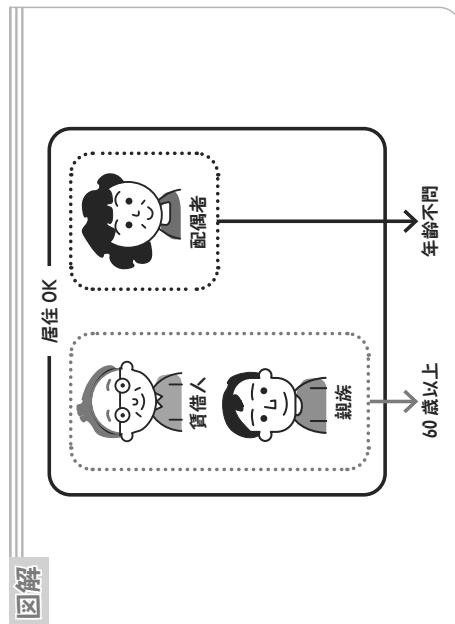
## 5 旧法との関係

平成12年3月1日の前（改正借地借家法の施行前）に締結された居住用建物の普通建物賃貸借契約については、賃貸人と賃借人が合意しても、当該賃貸借契約を終了させ、新たに定期建物賃貸借契約を締結することはできません。★2

## 2 終身建物賃貸借契約

終身建物賃貸借契約も（公正証書等の）書面または電磁的記録で契約する必要があります。これは賃借人の死亡まで存続し、かつ賃借人が死亡したときに終了する契約です。原則として、賃借人は60歳以上である必要があります。同居できるのは配偶者（年齢不問）または60歳以上の親族のみです。

### 図解



終身建物賃貸借契約の対象となる賃貸住宅は、高齢者住まい法が定めるバリアフリー化の基準を満たす必要があります。終身建物賃貸借契約では、特約により借賃増額請求権および借賃減額請求権のいずれも排除することができます。

## 3 取壊し予定の建物賃貸借

取壊し予定の建物賃貸借契約というのもあります。これは法令または契約により一定期間経過後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物を取り壊すことになる時に建物賃貸借契約が終了する旨を定めた建物賃借契約です。この契約は、建物を取り壊すべき事由を記載した書面によってしなければなりません。

### 第8章 定期建物賃貸借

出題  
2015 2016

終身建物賃貸借契約の対象となる賃貸住宅は、高齢者住まい法が定めるバリアフリー化の基準を満たす必要があります。

終身建物賃貸借契約では、特約により借賃増額請求権および借賃減額請求権のいずれも排除することができます。

出題  
2015 2016

## 3 取壊し予定の建物賃貸借

取壊し予定の建物賃貸借契約というのもあります。これは法令または契約により一定期間経過後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物を取り壊すことになる時に建物賃貸借契約が終了する旨を定めた建物賃借契約です。この契約は、建物を取り壊すべき事由を記載した書面によってしなければなりません。

## 六 宅建試験後の超短期合格プランを立てよう！

10月19日（日）	R7 宅建士 本試験日
10月20日(月) ~ 10月26日(日)	<p><b>【インプット+過去問1回目】(賃貸借関係)</b>            前日の宅建士本試験の復習、賃貸管理士試験の「賃貸借関係」の過去問題演習（過去問でどの箇所がどのように問われているかを確認しながら）</p>
10月27日(月) ~ 11月2日(日)	<p><b>【インプット+予想問題集】(管理受託・サブリース)</b>            「管理受託・サブリース」の知識をインプット（予想問題集でどの箇所がどのように問われているかを確認しながら）</p> <p><b>【インプット+過去問1回目】(管理実務・金銭管理等)</b>            「管理実務・金銭管理等」をインプット（過去問でどの箇所がどのように問われているかを確認しながら）</p>
11月3日(月) ~ 11月9日(日)	<p><b>【インプット+過去問1回目】(維持保全)</b>            「維持保全」をインプット（過去問でどの箇所がどのように問われているかを確認しながら）</p>
11月10日(土) ~ 11月15日(土)	過去問2回目を行いながら、重要事項を総復習
11月16日（日）	R7 賃貸管理士 本試験日

## ★コース割引のご案内★

LECは、充実した割引制度で経費面でも皆様を応援します。割引対象の方は、是非割引をご利用ください。

**★5問免除講習受講者・9月頃までに学習開始される方★**

**合格スタンダードコース** (全26回)

通信 Web 71,500円（税込）随時配信・発送中

**★25年度宅建士試験受験者・10月頃までに学習開始される方★**

**合格プライムコース** (全16回)

通信 Web 52,800円（税込）7月31日（木）より配信・発送

通学 Web 52,800円（税込）実施校にて10月下旬より開講

※通学実施校：新宿エルタワー本校、渋谷駅前本校、横浜本校、梅田駅前本校



割引名称	割引率	割引期間	対象講座コース	必要書類
期間限定 割引	<b>10% off</b>	8/1(金)～8/31(日)	合格 スタンダード コース	なし
	<b>5% off</b>	9/1(月)～9/30(火)		
	<b>10% off</b>	8/1(金)～8/31(日)	合格 プライム コース	
	<b>5% off</b>	9/1(月)～10/19(日)		

割引名称	割引率	割引期間	対象者	必要書類	
再受講 割引	<b>30% off</b>	3/19(水) ～ 11/15(土)	2024年賃貸管理士合格各種コースを受講された方で解約をしていない方	過去の受講証  ※紛失された方は、LECにてお調べします。	
LEC受講生 割引			LEC講座の累積お支払が50,000円以上の方（但し書籍代は除く）		
5問免除者 割引	<b>25% off</b>		2025年度試験の5問免除対象者であることを証明できる方	講習申込書・修了証	
受験者 割引			宅地建物取引士、管理業務主任者、マンション管理士、賃貸不動産経営管理士、ファイナンシャル・プランナー試験を受験された方、受験申込みされた方		
宅建従業者 割引	<b>20% off</b>		宅建業に従事されている方または宅建業への就職内定が出ていた方	本試験の受験を確認できる物	

※上記の割引は、いずれか1つが適用となります。他の割引と併用できません。



